

2025年10月1日
ソニー銀行株式会社

住宅ローンの不正利用防止を目的とした千葉県内3行との 「情報交換に関する協定」への参加について

ソニー銀行株式会社（代表取締役社長：南 啓二／本社：東京都千代田区／以下 ソニー銀行）は、住宅ローンの不正利用防止を目的に、株式会社千葉銀行（頭取 米本 努／以下 千葉銀行）、株式会社京葉銀行（頭取 藤田 剛）、株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）が2024年9月に締結した「情報交換に関する協定書」について、参加に関する合意書（以下 合意書）を締結しましたので、お知らせします。

本案件は2022年10月に締結した千葉銀行との業務提携（*）による連携施策として「両行の強みとする商品・サービスの相互提供」に関する取組を実現したものです。

（*）株式会社千葉銀行との業務提携について

<https://sonybank.jp/corporate/pdf/press/2022/1031-01.pdf>

住宅ローンの不正利用とは、住宅ローンの利用にあたり、お客さまご自身がお住まいになる住宅の購入ではなく、目的を偽り投資用物件を購入することや、物件価格の水増しや収入資料などの改ざんを行うことです。

不正利用を促す不動産業者（以下 不正業者）の主導により、お客さまが意図せずこうしたケースに巻き込まれる場合があります。

合意書の締結により、参加金融機関が不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止します。

ソニー銀行では、お客さまに安心してご利用いただくため、この取組を推進し、住宅ローンの不正利用に引続き厳正に対処します。

当初協定書を締結した銀行（2024年9月～）

- ・千葉銀行
- ・京葉銀行
- ・千葉興業銀行

新たに協定に参加する銀行（2025年10月～）

- ・武蔵野銀行
- ・横浜銀行
- ・ソニー銀行

以上

ソニー銀行のサイト | 企業案内 <https://sonybank.jp/corporate/> **ウェブサイト** <https://sonybank.jp/>

ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会

お問い合わせ先

ソニー銀行株式会社 経営企画部 広報・サステナビリティ推進室：田野畑・中井・篠原

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 Tel: 03-6832-5903 E-mail: press@sonybank.co.jp

ソニー銀行PR事務局 株式会社アンティル：三谷、深谷、宮野

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ14階 Tel: 03-5572-6081 E-mail: sonybank@vectorinc.co.jp